# 平成25年度決算に基づく川崎市健全化判断比率及び資金不足比率審査実施計画書

| | |
|---|---|
| 審査の種別 | 健全化判断比率及び資金不足比率審査 |
| 審査の対象 | 平成25年度決算に基づく川崎市健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率 |
| 審査の範囲 | 各比率の算定の基礎となる事項を記載した書類 |
| 審査の期間 | 平成26年6月2日から同年8月7日まで |
| 審査の方針 | 1　審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等の規定に従って適正に算定されているかを審査する。<br>2　各比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているかを審査する。<br>3　各比率についての経年比較を行う。 |
| 審査の方法 | 審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書類、地方財政状況調査表等との照合を行うほか、関係局長等から説明を聴取するなどにより実施する。 |
| 審査の項目及び着眼点 | 1　健全化判断比率<br>（1）実質赤字比率<br>ア　繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額は適正に算定されているか。<br>イ　標準財政規模は適正に算定されているか。<br>（2）連結実質赤字比率<br>実質赤字合計額、資金不足額合計額、実質黒字合計額及び資金剰余額合計額は適正に算定されているか。<br>（3）実質公債費比率<br>地方債の元利償還金、地方債の準元利償還金、特定財源及び地方債の元利償還金･準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は適正に算定されているか。<br>（4）将来負担比率<br>将来負担額、充当可能基金額、特定財源見込額及び地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額は適正に算定されているか。<br>2　資金不足比率<br>（1）資金不足額は適正に算定されているか。<br>（2）事業規模は適正に算定されているか。 |
| 審査の日程 | 6月2日　実査開始<br>7月中旬　資金不足比率概況聴取委員会議（企業決算概況聴取と同時）<br>7月下旬　健全化判断比率概況聴取委員会議（一・特決算概況聴取と同時）<br>8月上旬　実査終了<br>8月上旬　審査意見取りまとめ委員会議<br>8月下旬　審査意見市長提出委員会議 |